

岩手県告示第248号

平成29年3月22日県議会の議決を経た平成29年度岩手県一般会計予算、平成29年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算、平成29年度岩手県県有林事業特別会計予算、平成29年度岩手県林業・木材産業資金特別会計予算、平成29年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計予算、平成29年度岩手県中小企業振興資金特別会計予算、平成29年度岩手県土地先行取得事業特別会計予算、平成29年度岩手県公債管理特別会計予算、平成29年度岩手県証紙収入整理特別会計予算、平成29年度岩手県流域下水道事業特別会計予算、平成29年度岩手県港湾整備事業特別会計予算、平成29年度岩手県立病院等事業会計予算、平成29年度岩手県電気事業会計予算及び平成29年度岩手県工業用水道事業会計予算の要領は、次のとおりである。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 平成 29 年度岩手県一般会計予算

平成 29 年度岩手県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 979,732,517 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 132,735,000
	1 県 民 税	41,991,000
	2 事 業 税	28,184,000
	3 地 方 消 費 税	21,230,000
	4 不 動 産 取 得 税	2,481,000
	5 県 た ば こ 税	1,512,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	289,000
	7 自 動 車 取 得 税	1,601,000
	8 軽 油 引 取 税	17,670,000
	9 自 動 車 税	17,666,000
	10 鉱 区 税	17,000
	11 狩 猟 税	15,000
12 産 業 廃 棄 物 税	79,000	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		44,573,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	44,573,000
3 地 方 譲 与 税		23,432,000

	1 地 方 法 人 特 別 讓 与 税	19,792,000
	2 地 方 揮 発 油 讓 与 税	3,437,000
	3 石 油 ガ ス 讓 与 税	172,000
	4 地 方 道 路 讓 与 税	1,000
	5 航 空 機 燃 料 讓 与 税	30,000
<b>4 地 方 特 例 交 付 金</b>		<b>296,000</b>
	1 地 方 特 例 交 付 金	296,000
<b>5 地 方 交 付 税</b>		<b>295,681,617</b>
	1 地 方 交 付 税	295,681,617
<b>6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金</b>		<b>410,525</b>
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	410,525
<b>7 分 担 金 及 び 負 担 金</b>		<b>4,091,634</b>
	1 分 担 金	301,757
	2 負 担 金	3,789,877
<b>8 使 用 料 及 び 手 数 料</b>		<b>8,150,646</b>
	1 使 用 料	6,043,669
	2 手 数 料	2,106,977
<b>9 国 庫 支 出 金</b>		<b>172,814,536</b>
	1 国 庫 負 担 金	84,407,486

	2 国 庫 補 助 金	87,016,772
	3 委 託 金	1,390,278
<b>10 財 産 収 入</b>		<b>932,587</b>
	1 財 産 運 用 収 入	215,292
	2 財 産 売 払 収 入	717,295
<b>11 寄 附 金</b>		<b>94,837</b>
	1 寄 附 金	94,837
<b>12 繰 入 金</b>		<b>64,680,694</b>
	1 特 別 会 計 繰 入 金	491,876
	2 基 金 繰 入 金	64,188,818
<b>13 繰 越 金</b>		<b>1</b>
	1 繰 越 金	1
<b>14 諸 収 入</b>		<b>157,625,107</b>
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料 等	191,639
	2 預 金 利 子	25,267
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	11,303,200
	4 貸 付 金 元 利 収 入	130,853,628
	5 受 託 事 業 収 入	5,834,169
	6 収 益 事 業 収 入	3,752,272

	7 利 子 割 精 算 金 収 入	1
	8 雑 入	5,664,931
15 県 債		74,214,333
	1 県 債	74,214,333
歳 入 合 計		979,732,517

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,365,014
	1 議 会 費	1,365,014
2 総 務 費		27,934,566
	1 総 務 管 理 費	10,668,066
	2 企 画 費	1,711,600
	3 徴 税 費	5,515,855
	4 地 域 振 興 費	5,692,558
	5 選 挙 費	58,598
	6 防 災 費	795,376
	7 統 計 調 査 費	368,512
	8 文 化 ス ポ ー ツ 費	2,705,219
	9 人 事 委 員 会 費	155,967
10 監 査 委 員 費	262,815	
3 民 生 費		100,897,611
	1 社 会 福 祉 費	66,189,862
	2 県 民 生 活 費	1,336,558
3 児 童 福 祉 費	22,440,566	

	4 生 活 保 護 費	3,004,644
	5 災 害 救 助 費	7,925,981
<b>4 衛 生 費</b>		<b>31,930,907</b>
	1 公 衆 衛 生 費	4,652,764
	2 環 境 衛 生 費	10,245,948
	3 保 健 所 費	1,240,166
	4 医 藥 費	15,792,029
<b>5 勞 働 費</b>		<b>3,612,946</b>
	1 勞 政 費	1,537,379
	2 職 業 訓 練 費	1,956,373
	3 勞 働 委 員 会 費	119,194
<b>6 農 林 水 産 業 費</b>		<b>68,152,664</b>
	1 農 業 費	14,105,697
	2 畜 産 業 費	5,583,112
	3 農 地 費	17,684,869
	4 林 業 費	13,279,103
	5 水 産 業 費	17,499,883
<b>7 商 工 費</b>		<b>135,874,742</b>
	1 商 工 業 費	134,919,646



	2 観 光 費	955,096
8 土 木 費		163,800,317
	1 土 木 管 理 費	6,766,466
	2 道 路 橋 り よ う 費	95,611,242
	3 河 川 海 岸 費	33,210,248
	4 港 湾 費	11,675,015
	5 都 市 計 画 費	2,762,407
	6 住 宅 費	13,774,939
9 警 察 費		27,730,970
	1 警 察 管 理 費	25,384,699
	2 警 察 活 動 費	2,346,271
10 教 育 費		149,642,818
	1 教 育 総 務 費	17,141,735
	2 小 学 校 費	44,225,406
	3 中 学 校 費	27,627,034
	4 高 等 学 校 費	33,553,187
	5 特 別 支 援 学 校 費	13,441,062
	6 社 会 教 育 費	3,122,853
	7 保 健 体 育 費	760,800

	8 大 学 费	3,725,870
	9 私 立 学 校 费	6,044,871
<b>11 灾 害 复 旧 费</b>		<b>71,539,435</b>
	1 庁 舍 等 施 设 灾 害 复 旧 费	366,826
	2 保 健 福 祉 施 设 灾 害 复 旧 费	693,910
	3 农 林 水 产 施 设 灾 害 复 旧 费	22,774,425
	4 商 工 劳 働 観 光 施 设 灾 害 复 旧 费	8,656,353
	5 土 木 施 设 灾 害 复 旧 费	38,690,137
	6 教 育 施 设 灾 害 复 旧 费	357,784
<b>12 公 债 费</b>		<b>121,037,565</b>
	1 公 债 费	121,037,565
<b>13 诸 支 出 金</b>		<b>75,912,962</b>
	1 公 营 企 业 贷 付 金	10,300,000
	2 公 营 企 业 出 资 金	3,739
	3 公 营 企 业 负 担 金	19,980,303
	4 地 方 消 费 税 清 算 金	21,042,762
	5 利 子 割 交 付 金	150,460
	6 配 当 割 交 付 金	431,037
	7 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	342,685

	8 地 方 消 費 税 交 付 金	22,390,119
	9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	203,994
	10 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,064,773
	11 利 子 割 精 算 金	3,090
<b>14 予 備 費</b>		<b>300,000</b>
	1 予 備 費	300,000
<b>歳 出 合 計</b>		<b>979,732,517</b>

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 県民会館施設整備	平成29年度から平成30年度まで	342,000千円
2 平泉文化遺産ガイド施設整備事業	平成29年度から平成30年度まで	47,000千円
3 救急医療対策	平成29年度から平成30年度まで	650,000千円
4 岩手県信用保証協会が行う中小企業災害復旧資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成29年度から平成40年度まで	損失補償総額10,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては元本の20パーセント以内、普通保険を付した場合にあっては元本の30パーセント以内に相当する額以内
5 岩手県信用保証協会が行う中小企業再生支援に係る融資についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成29年度から平成45年度まで	損失補償総額100,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては元本の10パーセント以内、普通保険を付した場合にあっては元本の15パーセント以内に相当する額以内
6 岩手県信用保証協会が行う中小企業成長応援資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成29年度から平成40年度まで	損失補償総額6,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては元本の10パーセント以内、普通保険を付した場合にあっては元本の15パーセント以内に相当する額以内
7 岩手県信用保証協会が行う中小企業東日本大震災復興資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	平成29年度から平成45年度まで	損失補償総額100,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては、元本の4パーセント以内に相当する額以内
8 中小企業災害復旧資金の融通に伴う保証料補給	平成29年度から平成38年度まで	融資総額1,000,000千円を限度とし、年1.5パーセント以内の割合で計算した額
9 中小企業東日本大震災復興資金の融通に伴う保証料補給	平成29年度から平成39年度まで	融資総額30,000,000千円を限度とし、年0.8パーセント以内の割合で計算した額
10 離職者等再就職訓練事業	平成29年度から平成30年度まで	33,686千円
11 公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益社団法人岩手県農業公社に融資した資金について元利金の償還がない場合の不足額の損失補償	平成29年度から平成39年度まで	融資総額177,650千円を限度とし、元本及びその約定利息（遅延利息を含む。）に相当する額以内

12	農業近代化資金の融通に伴う利子補給	平成29年度から平成49年度まで	融資総額3,408,000千円を限度とし、年1.3パーセント以内の割合で計算した額
13	中山間地域活性化資金の融通に伴う利子補給	平成29年度から平成54年度まで	融資総額12,000千円を限度とし、年1.3パーセント以内の割合で計算した額
14	農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給	平成29年度から平成47年度まで	融資総額100,000千円を限度とし、年1.3パーセント以内の割合で計算した額
15	農業経営安定緊急支援資金の融通に伴う利子補給	平成29年度から平成39年度まで	融資総額25,000千円を限度とし、年0.5パーセント以内の割合で計算した額
16	土地改良負担金償還平準化事業による資金の融通に伴う利子補給補助	平成29年度から平成40年度まで	融資総額235,500千円を限度とし、年1.625パーセント以内の割合で計算した額
17	水産加工経営改善促進資金の融通に伴う利子補給	平成29年度から平成32年度まで	融資総額21,000千円を限度とし、年1.3パーセント以内の割合で計算した額
18	漁業近代化資金の融通に伴う利子補給	平成29年度から平成52年度まで	融資総額1,540,000千円を限度とし、年1.3パーセント以内の割合で計算した額
19	漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給	平成29年度から平成47年度まで	融資総額200,000千円を限度とし、年1.3パーセント以内の割合で計算した額
20	東日本大震災漁業経営復興特別資金の融通に伴う利子補給	平成29年度から平成39年度まで	融資総額300,000千円を限度とし、年0.5パーセント以内の割合で計算した額
21	かんがい排水事業	平成29年度から平成30年度まで	120,000千円
22	畑地帯総合整備事業	平成29年度から平成30年度まで	140,000千円
23	経営体育成基盤整備事業	平成29年度から平成30年度まで	1,969,000千円
24	中山間地域総合整備事業	平成29年度から平成30年度まで	433,000千円
25	基幹水利施設ストックマネジメント事業	平成29年度から平成30年度まで	200,000千円
26	農村地域防災減災事業	平成29年度から平成30年度まで	173,000千円

27	農村災害対策整備事業	平成29年度から平成30年度まで	81,000千円
28	農用地災害復旧関連区画整理事業	平成29年度から平成30年度まで	888,000千円
29	農地等災害復旧事業	平成29年度から平成30年度まで	100,000千円
30	漁港災害復旧事業	平成29年度から平成32年度まで	7,010,000千円
31	道路環境改善事業	平成29年度から平成30年度まで	1,152,000千円
32	地域連携道路整備事業	平成29年度から平成32年度まで	15,630,000千円
33	三陸高潮対策事業	平成29年度から平成32年度まで	6,350,000千円
34	総合流域防災事業（河川）	平成29年度から平成30年度まで	600,000千円
35	特定構造物改築事業	平成29年度から平成30年度まで	194,000千円
36	火山砂防事業	平成29年度から平成30年度まで	200,000千円
37	海岸高潮対策事業（河川）	平成29年度から平成32年度まで	6,620,000千円
38	津波危機管理対策緊急事業（河川）	平成29年度から平成31年度まで	2,730,000千円
39	海岸堤防等老朽化対策緊急事業（河川）	平成29年度から平成30年度まで	70,000千円
40	築川ダム建設事業	平成29年度から平成32年度まで	740,000千円
41	堰堤改良事業	平成29年度から平成31年度まで	209,000千円
42	ダム管理	平成29年度から平成30年度まで	8,000千円
43	港湾高潮対策事業	平成29年度から平成32年度まで	5,800,000千円
44	津波危機管理対策緊急事業（港湾）	平成29年度から平成30年度まで	230,000千円
45	広域公園整備事業	平成29年度から平成30年度まで	276,000千円
46	都市計画道路整備事業	平成29年度から平成30年度まで	491,000千円

47	公営住宅維持管理	平成29年度から平成30年度まで	31,000千円
48	災害公営住宅整備事業	平成29年度から平成30年度まで	3,002,000千円
49	河川等災害復旧事業	平成29年度から平成32年度まで	4,250,000千円
50	港湾災害復旧事業	平成29年度から平成31年度まで	7,357,000千円
51	震災津波伝承施設（仮称）整備事業	平成29年度から平成31年度まで	703,000千円
52	警察施設災害復旧事業	平成29年度から平成30年度まで	2,740,000千円
53	県立学校授業料等収納システム整備	平成29年度から平成30年度まで	16,000千円
54	校舎建設事業	平成29年度から平成32年度まで	2,447,000千円
55	校舎大規模改造事業	平成29年度から平成30年度まで	150,000千円
56	体育施設災害復旧事業	平成29年度から平成30年度まで	101,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地区合同庁舎管理	千円 69,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
地区合同庁舎施設等整備	28,000	同上	同上	同上
職員公舎管理	32,000	同上	同上	同上
三陸鉄道安全輸送設備等整備	44,000	同上	同上	同上
総合防災センター設備	37,000	同上	同上	同上
障害者支援施設等整備	59,000	同上	同上	同上
老人福祉施設整備	924,000	同上	同上	同上
みたけ学園みたけの園整備	66,000	同上	同上	同上
いわて県民情報交流センター設備	16,000	同上	同上	同上
児童福祉施設等整備	117,000	同上	同上	同上
療育センター整備事業	4,632,000	同上	同上	同上
災害援護資金貸付金	502,333	同上	同上	同上
県境不法投棄現場環境再生事業	153,000	同上	同上	同上
一般財団法人クリーンいわて事業団施設整備資金貸付金	336,000	同上	同上	同上
国定公園等施設整備事業	9,000	同上	同上	同上
自然公園施設整備事業	12,000	同上	同上	同上



土地改良事業	1,905,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
農地防災事業	308,000	同	上	同
森林整備事業	90,000	同	上	同
林道事業	730,000	同	上	同
治山事業	688,000	同	上	同
漁港漁場整備事業	462,000	同	上	同
中小企業振興資金特別会計繰出金	31,000	同	上	同
空港整備	58,000	同	上	同
道路橋りょう維持事業	6,246,000	同	上	同
道路橋りょう新設改良事業	3,602,000	同	上	同
河川改良事業	5,789,000	同	上	同
砂防事業	1,363,000	同	上	同
海岸保全事業	80,000	同	上	同
水防警報施設整備事業	45,000	同	上	同
河川総合開発事業	2,181,000	同	上	同
港湾建設事業	382,000	同	上	同
広域公園整備事業	53,000	同	上	同

街 路 事 業	206,000	同	上	同	上	同	上
公 営 住 宅 建 設 事 業	1,525,000	同	上	同	上	同	上
警 察 施 設 整 備 事 業	352,000	同	上	同	上	同	上
交 通 安 全 施 設 整 備	299,000	同	上	同	上	同	上
高 等 学 校 校 舎 等 建 設 事 業	712,000	同	上	同	上	同	上
産 業 教 育 実 習 船 代 船 建 造	3,000	同	上	同	上	同	上
特 別 支 援 学 校 整 備 事 業	1,667,000	同	上	同	上	同	上
青 少 年 の 家 施 設 整 備	47,000	同	上	同	上	同	上
柳 之 御 所 遺 跡 整 備 調 査 事 業	1,000	同	上	同	上	同	上
農 地 等 災 害 復 旧 事 業	22,000	同	上	同	上	同	上
海 岸 保 全 施 設 災 害 復 旧 事 業	11,000	同	上	同	上	同	上
林 道 災 害 復 旧 事 業	3,000	同	上	同	上	同	上
治 山 災 害 復 旧 事 業	31,000	同	上	同	上	同	上
漁 業 用 施 設 災 害 復 旧 事 業	6,000	同	上	同	上	同	上
漁 港 災 害 復 旧 事 業	74,000	同	上	同	上	同	上
河 川 等 災 害 復 旧 事 業	3,351,000	同	上	同	上	同	上
港 湾 災 害 復 旧 事 業	48,000	同	上	同	上	同	上
学 校 施 設 災 害 復 旧 事 業	7,000	同	上	同	上	同	上
臨 時 財 政 対 策 債	30,900,000	同	上	同	上	同	上

退 職 手 当 債	3,900,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
計	<b>74,214,333</b>			

## 平成 29 年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

平成 29 年度岩手県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 387,504 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 8,747
	1 一 般 会 計 繰 入 金	8,747
2 繰 越 金		182,309
	1 繰 越 金	182,309
3 諸 収 入		196,448
	1 貸 付 金 元 利 収 入	191,638
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	4,809
歳 入 合 計		387,504

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		千円 387,504
	1 貸 付 費	373,889
	2 貸 付 事 務 費	13,615
歳 出 合 計		387,504

## 平成 29 年度岩手県県有林事業特別会計予算

平成 29 年度岩手県の県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,566,878 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 99,083
	1 国 庫 補 助 金	99,083
2 財 産 収 入		216
	1 財 産 収 入	216
3 繰 入 金		3,341,598
	1 繰 入 金	3,341,598
4 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
5 諸 収 入		125,979
	1 諸 収 入	125,979
歳 入 合 計		3,566,878



歳 出

款	項	金 額
1 県 有 林 事 業 費		千円 3,556,878
	1 県 有 林 事 業 費	3,556,878
2 災 害 復 旧 費		10,000
	1 県 有 林 施 設 災 害 復 旧 費	10,000
歳 出 合 計		3,566,878

## 平成 29 年度岩手県林業・木材産業資金特別会計予算

平成 29 年度岩手県の林業・木材産業資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,070,784 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 1,244
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,244
2 繰 越 金		444,114
	1 繰 越 金	444,114
3 諸 収 入		625,426
	1 貸 付 金 元 利 収 入	425,049
	2 雑 入	200,377
歳 入 合 計		1,070,784

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金貸付費		千円 469,659
	1 貸 付 費	468,037
	2 業 務 費	1,622
2 木材産業等高度化推進資金貸付費		600,000
	1 貸 付 費	600,000
3 林業就業促進資金貸付費		1,125
	1 貸 付 費	1,125
歳 出	合 計	1,070,784

## 平成 29 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計予算

平成 29 年度岩手県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 952,672 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 1,248
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,248
2 繰 越 金		932,362
	1 繰 越 金	932,362
3 諸 収 入		19,062
	1 貸 付 金 収 入	19,060
	2 雑 入	2
歳 入 合 計		952,672

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付費		千円 952,672
	1 貸 付 費	951,421
	2 業 務 費	1,251
歳 出 合 計		952,672

## 平成 29 年度岩手県中小企業振興資金特別会計予算

平成 29 年度岩手県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,630,979 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 58,198
	1 一 般 会 計 繰 入 金	58,198
2 繰 越 金		307,004
	1 繰 越 金	307,004
3 諸 収 入		622,260
	1 貸 付 金 元 利 収 入	621,797
	2 預 金 利 子	455
	3 雑 入	8
4 県 債		3,643,517
	1 県 債	3,643,517
歳 入 合 計		4,630,979

歳 出

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金貸付費		千円 4,630,979
	1 貸 付 費	4,615,958
	2 貸 付 事 務 費	15,021
歳 出 合 計		4,630,979

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 3,643,517	独立行政法人中小企業基盤整備機構法の定めるところによる。	年0.6%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構法の定めるところによる。

## 平成 29 年度岩手県土地先行取得事業特別会計予算

平成 29 年度岩手県の土地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,366 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財 産 収 入		千円 1,365
	1 財 産 運 用 収 入	1,365
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		1,366

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 事 務 費		千円 1,366
	1 管 理 事 務 費	1,366
歳 出 合 計		1,366

## 平成 29 年度岩手県公債管理特別会計予算

平成 29 年度岩手県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 180,069,337 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 財 産 収 入		千円 16,216
	1 財 産 運 用 収 入	16,216
2 繰 入 金		122,777,021
	1 一 般 会 計 繰 入 金	120,843,683
	2 基 金 繰 入 金	1,933,338
3 県 債		57,276,100
	1 県 債	57,276,100
歳 入 合 計		180,069,337



歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 180,069,337
	1 公 債 費	180,069,337
歳 出 合 計		180,069,337

## 平成 29 年度岩手県証紙収入整理特別会計予算

平成 29 年度岩手県の証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,857,767 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 証 紙 収 入		千円 3,857,766
	1 証 紙 収 入	3,857,766
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		3,857,767

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		千円 3,857,767
	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,857,767
歳 出 合 計		3,857,767

## 平成 29 年度岩手県流域下水道事業特別会計予算

平成 29 年度岩手県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,130,109 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 4,695,579
	1 負 担 金	4,695,579
2 使 用 料 及 び 手 数 料		207
	1 使 用 料	207
3 国 庫 支 出 金		1,320,818
	1 国 庫 補 助 金	1,320,818
4 財 産 収 入		581
	1 財 産 運 用 収 入	581
5 繰 入 金		777,559
	1 一 般 会 計 繰 入 金	777,559
6 繰 越 金		575,132
	1 繰 越 金	575,132
7 諸 収 入		130,233
	1 雑 入	130,233
8 県 債		630,000
	1 県 債	630,000

歳	入	合	計	8,130,109
---	---	---	---	-----------

歳 出

款	項	金 額
1 流域下水道事業費		千円 6,707,083
	1 流域下水道管理費	4,302,537
	2 流域下水道建設費	2,404,546
2 公 債 費		1,423,026
	1 公 債 費	1,423,026
歳 出 合 計		8,130,109



第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 公営企業会計システム構築業務	平成29年度から平成31年度まで	21,000千円
2 流域下水道建設事業	平成29年度から平成31年度まで	960,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道管理	千円 55,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
流域下水道建設事業	575,000	同上	同上	同上
計	630,000			

## 平成 29 年度岩手県港湾整備事業特別会計予算

平成 29 年度岩手県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,287,113 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 226,694
	1 使用料	226,694
2 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
3 繰入金		1,302,416
	1 一般会計繰入金	1,302,416
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1
	1 雑入	1
6 県債		758,000
	1 県債	758,000
歳 入 合 計		2,287,113

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		千円 840,384
	1 港 湾 施 設 整 備 費	840,384
2 公 債 費		1,446,729
	1 公 債 費	1,446,729
歳 出 合 計		2,287,113

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備事業	千円 758,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

## 平成 29 年度岩手県立病院等事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 29 年度岩手県立病院等事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	事 項	業 務 の 予 定 量	
1 収益的収入及び支出	1 病 床 数	5,038 床	
	2 年 間 延 患 者 数		
	(1) 入 院 患 者 数	1,273,000 人	
	(2) 外 来 患 者 数	1,934,000 人	
	3 一 日 平 均 患 者 数		
	(1) 入 院 患 者 数	3,489 人	
2 資本的収入及び支出	(2) 外 来 患 者 数	7,930 人	
	1 病 院 建 築 工 事		
	(1) 高 田 病 院 新 築 工 事	用地取得費及び鉄筋コンクリート造 2階建	3,231,342 千円
	(2) 磐 井 病 院 増 改 築 工 事	化学療法室の増築等	129,375 千円
	(3) 大船渡病院附帯設備改修工事	既存配管設備等改修	2,410,941 千円
	(4) 胆沢病院ヘリポート整備工事	鉄骨造 高架式	645,504 千円
	2 医 療 器 械	全身用X線CT診断装置等の購入	5,082,166 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

收 入		
第1款	病院事業収益	105,364,397千円
第1項	医療収益	88,874,279千円
第2項	医療外収益	15,971,748千円
第3項	特別利益	518,370千円

支 出		
第1款	病院事業費用	105,257,172千円
第1項	医療費用	101,676,324千円
第2項	医療外費用	2,883,754千円
第3項	特別損失	597,094千円
第4項	予備費	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,428,442千円は、過年度分損益勘定留保資金9,428,442千円で補てんするものとする。)

收 入		
第1款	資本的収入	21,007,622千円
第1項	企業債	9,587,000千円
第2項	出資金	3,739千円
第3項	負担金	4,825,006千円
第4項	固定資産売却代金	209,630千円
第5項	補助金	6,382,247千円

支 出		
第1款	資本的支出	30,436,064千円
第1項	建設改良費	16,279,914千円
第2項	企業債償還金	12,772,150千円



第3項 他会計からの長期借入金 1,000,000 千円  
償還金

第4項 投 資 384,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院建築及び医療器械整備	千円 9,587,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、14,300,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 55,658,580 千円

(2) 交 際 費 1,000 千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、26,393,703 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	(種 類)	(名 称)	(数 量)	
1 取得する資産	医 療 器 械	全身用X線CT診断装置	4 台	
	同 上	据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置	1 台	
	同 上	放射線情報システム	4 台	
	同 上	生理機能検査データ管理システム	1 台	
	同 上	線形加速器システム	1 台	
	同 上	手術用顕微鏡	1 台	
	同 上	手術室支援システム	1 台	
	同 上	診療情報統合システム	1 台	
	ソフトウェア	電子カルテシステム	3 式	
	(種 類)	(名 称)	(数 量)	(処分の態様)
2 処分する資産	土 地	旧北上病院跡地	20,883 m <sup>2</sup>	譲 渡

## 平成 29 年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 29 年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売目標電力量

胆 沢 第 二 発 電 所	21,346,000 キロワットアワー
岩 洞 発 電 所	141,858,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	134,864,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	68,540,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	56,743,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	1,924,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	29,068,000 キロワットアワー
入 畑 発 電 所	7,078,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	19,340,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	7,350,000 キロワットアワー
稲 庭 高 原 風 力 発 電 所	4,672,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	8,630,000 キロワットアワー
北 ノ 又 第 三 発 電 所	280,000 キロワットアワー
胆 沢 第 四 発 電 所	913,000 キロワットアワー
胆 沢 第 三 発 電 所	11,729,000 キロワットアワー
相 去 太 陽 光 発 電 所	1,302,000 キロワットアワー

高森高原風力発電所  
計

11,867,000 キロワットアワー  
527,504,000 キロワットアワー

(2) 主要建設事業

事業名	施行場所	事業費	事業概要
高森高原風力発電所建設事業	一戸町地内	4,299,933 千円	風力発電システム製作据付工事等
築川発電所建設事業	盛岡市地内	351,056 千円	水圧鉄管他製作据付工事等
計		4,650,989 千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電気事業収益	5,888,408 千円
第1項 営業収益	5,059,997 千円
第2項 附帯事業収益	424,852 千円
第3項 財務収益	103,052 千円
第4項 事業外収益	300,507 千円

支 出

第1款 電気事業費用	4,810,568 千円
第1項 営業費用	4,347,747 千円
第2項 附帯事業費用	370,774 千円
第3項 財務費用	79,917 千円
第4項 事業外費用	7,130 千円
第5項 予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,211,039 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,661,309 千円、減債積立金 312,842 千円、建設改良積立金 325,639 千円、中小水力発電開発改良積立金 386,414 千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金 33,654 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 491,181 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	3,812,298 千円
第1項 企業債	3,000,000 千円
第2項 長期貸付金償還金	785,886 千円
第3項 投資償還収入	25,180 千円
第4項 雑収入	1,232 千円
支 出	
第1款 資本的支出	7,023,337 千円
第1項 建設費	4,650,989 千円
第2項 改良費	2,020,833 千円
第3項 電源開発費	19 千円
第4項 企業債償還金	312,842 千円
第5項 繰出金	33,654 千円
第6項 予備費	5,000 千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（事 項）	（期 間）	（限 度 額）
岩洞第二発電所ガス絶縁 開閉装置分解点検補修他 工事	平成 29 年度から平成 30 年度まで	136,000 千円
入畑発電所水車発電機等 分解点検補修他工事	平成 29 年度から平成 30 年度まで	218,000 千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	3,000,000千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （1） 営業費用と附帯事業費用
- （2） 営業費用と事業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- |           |             |
|-----------|-------------|
| （1） 職員給与費 | 1,189,868千円 |
| （2） 交際費   | 305千円       |

## 平成 29 年度岩手県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 29 年度岩手県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

北上工業団地地内及び岩手中部（金ヶ崎）工業団地の各事業所に対し、次のとおり給水する。

給 水 事 業 所 数	18 事 業 所
年 間 総 給 水 量	14,303,985 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	5,803,500 立方メートル
一 日 平 均 給 水 量	39,189 立方メートル
う ち ろ 過 水 量	15,900 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

### 収 入

第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 収 益	971,184 千円
第 1 項 営 業 収 益	905,101 千円
第 2 項 財 務 収 益	40 千円
第 3 項 事 業 外 収 益	66,043 千円

### 支 出

第 1 款 工 業 用 水 道 事 業 費 用	942,098 千円
第 1 項 営 業 費 用	863,337 千円
第 2 項 財 務 費 用	52,493 千円

第3項 事業外費用 25,768 千円

第4項 予備費 500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 388,973 千円は、過年度分損益勘定留保資金 293,370 千円、当年度分損益勘定留保資金 80,635 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 14,968 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 201,900 千円

第1項 企業債 201,900 千円

支 出

第1款 資本的支出 590,873 千円

第1項 改良費 202,065 千円

第2項 企業債償還金 300,781 千円

第3項 他会計からの長期借入金償還金 85,886 千円

第4項 国庫補助金返還金 2,141 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	201,900 千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、202,000 千円と定める。



(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 123,885 千円

(2) 交 際 費 50 千円

(他会計からの補助金)

第9条 第二北上中部工業用水道における金ヶ崎ろ過施設(第二期)の維持のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、27,738 千円である。